

岩手県告示第481号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定に基づき、花巻都市計画及び東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成23年8月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 公聴会の日時及び場所

- (1) 日時 平成23年9月13日(火)午後2時から
- (2) 場所 花巻市生涯学園都市会館（花巻市花城町1番47号）

2 都市計画の変更の案の概要

花巻都市計画及び東和都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別紙のとおり変更し、名称を「花巻都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と変更する。

3 公述申出書の提出期限 平成23年9月8日(木)

備考 「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部都市計画課及び県南広域振興局土木部花巻土木センター並びに花巻市役所に備えておいて平成23年8月2日から同年9月2日まで縦覧に供する。